

令和4年度第3回

逗子市個人情報保護運営審議会

令和4年6月28日（火）

逗子市総務部情報公開課

令和4年度第3回逗子市個人情報保護運営審議会

日 時 令和4年6月28日（火）

午前10時00分～

場 所 市役所5階 第3会議室

議 題

1. 逗子市個人情報保護運営審議会議事録について
2. 諮問第11号 逗子海水浴場に設置する防犯カメラの管理、活用事務に係る個人情報の本人外収集、本人通知の省略及びオンライン結合による保有個人情報の提供について【経済観光課】
3. 諮問第4号 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度に係る対応について【情報公開課】（継続審議）
4. その他

出 席 委 員（5名）

会 長	安 達 和 志
副 会 長	森 田 明
委 員	海 原 弘 之
委 員	島 田 達 巳
委 員	望 月 由 佳 子

欠 席 委 員（0名）

説明のために出席した職員等

経 済 観 光 課 長	黒 羽 秀 昌
経 済 観 光 課 主 事	佐 藤 怜
セーファー株式会社 ESG推進室室長	中 内 陽 子

事務局等出席者

総務部参事 (情報公開担当) 情報公開課長事務取扱	齋藤好男
情報公開課副主幹	栗原達也
情報公開課主事	高橋佳代
情報公開課員 会計年度任用職員	伊勢由紀子

会議の公開・非公開の別 公開

傍聴者 なし

配付資料

- ・第3回逗子市個人情報保護運営審議会次第
- ・令和4年度第1回逗子市個人情報保護運営審議会議事録
- 【資料1】諮問第11号 逗子海水浴場に設置する防犯カメラの管理、活用
事務に係る個人情報の本人外収集、本人通知の省略及びオンライン結合による保有個人情報の提供について【経済観光課】
- 【資料2】諮問第4号 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度に係る対応について【情報公開課】(継続審議)
- 【追加資料】改正個人情報保護法と逗子市個人情報保護条例との主な相違点及び対応方法(修正版)
- ・国立市質問と回答
- ・2022年度第3回町田市情報公開・個人情報保護運営審議会 個人情報保護法の改正に伴う町田市の対応(案)
- ・多摩26市の審議会委員の構成

午前 10 時 00 分開会

○安達会長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和 4 年度第 3 回
逗子市個人情報保護運営審議会を開催いたします。

逗子市個人情報保護運営審議会規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、半数以上
の委員の出席がありますので、会議の成立条件を満たしております。

今日、傍聴者は。

〔「いません」と呼ぶ者あり〕

○安達会長 早速議事に入らせていただきますが、新型コロナウイルス感染症予
防のため、速やかな議事の進行に御協力をお願いします。

では、本日の配付資料について確認をお願いします。

(配付資料の確認)

○安達会長 どうもありがとうございました。

それでは、資料おそろいでしょうか。何か不足しているものはありますか、
よろしいですか。

早速議題に入らせていただきます。

議題（１）逗子市個人情報保護運営審議会議事録について。

令和 4 年度第 1 回の議事録でございます。既に皆様校正を済ませていただい
ていると思いますけれども、内容について確認をお願いします。

いかがでしょうか。

よろしいですか。

では、特に御意見がないようですので、この議事録で確定とさせていただきます。

それでは、議題（２）諮問第 11 号 逗子海水浴場に設置する防犯カメラの
管理、活用事務に係る個人情報の本人外収集、本人通知の省略及びオンライン
結合による保有個人情報の提供について、を議題とします。

まず、事務局からお願いします。

○齋藤総務部参事 議題（２）に入る前に、所管課の経済観光課から、事業内容
の説明につきまして事業者の同席の要請がありました。こちらについてお諮り
いただきたいと思います。

○安達会長 所管課から事業内容の詳しい説明のために、事業者を同席させたい

との要請がありました。この件に関して同席に御異議はございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○安達会長 それでは、承認とさせていただきたいと思います。

では、所管課及び事業者の入室をさせてください。

—経済観光課、セーフティー（株） 入室—

○安達会長 議題（２）諮問第11号 逗子海水浴場に設置する防犯カメラの管理、活用事務に係る個人情報の本人外収集、本人通知の省略及びオンライン結合による保有個人情報の提供についてを扱います。

まず、職員及び事業者の方々の自己紹介をお願いします。

○黒羽経済観光課長 座ったままでよろしいですか。

○安達会長 どうぞ、座ったままで。

○黒羽経済観光課長 私、逗子市役所経済観光課の課長をしております黒羽と申します。よろしくお願いいたします。

こちらのほうが、同じく経済観光課の職員であります佐藤になります。

○佐藤経済観光課主事 佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

○黒羽経済観光課長 こちらのほうが防犯カメラの設置等行っていただきます…

○セーフティー（株）中内氏 セーフティー株式会社の中内と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○安達会長 よろしく申し上げます。

では、諮問の内容について御説明をお願いします。

○黒羽経済観光課長 この海水浴場について、今まで防犯カメラをつけていなかったんですけれども、今回防犯カメラをつけることによって犯罪の抑止ですね、抑制効果を期待されるということと、あとこれらの防犯カメラを使った映像をAIで解析することによって、海水浴場の混雑状況を把握して、これからのコロナ禍の状況下において、逗子海水浴場におきましても、ソーシャルディスタンスですとか、混雑状況を周知することによって、これからの安全で安心な利用を利用者さんのほうに提供をしてという形を行っていきたいというふうに考えておりますので、そのために防犯カメラのデータを利用させていただきたいという形になっています。

それに伴いまして、個人情報保護条例の第8条第3項第6号の本人以外の者から情報収集するということ、それと同条例第4項ただし書の本人に通知しないことに合理的な理由があること、それと同条例第11条第2項のオンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始しようとするとき、それらの案件について御審議いただければと思ひまして、お願いできればと思ひます。

○安達会長 資料1の御説明をお願いします。

○黒羽経済観光課長 資料のほうにつきましては、セーフイー株式会社さんのほうから御提供いただいた資料になるんですけれども、海水浴場でどのような形で防犯カメラを設置し、どのような形で安全対策を取っていらっしゃるかというところを書かれているような形になっております。

まず、海水浴場につきましては、14ページですかね、飛びまして申し訳ないんですが、見ていただければと思ひます。

14ページのところで1枚めぐりまして、海水浴場にカメラを設置しまして、それをクラウドのほうに送信していくという形になります。そのクラウドで送信した情報をもって犯罪の抑止効果であったり、クラウドの中に入っている情報をAIが分析することによって、数値としては情報が、人の顔とか出てくるわけじゃなくて、結果の何人いますよとかというのが出てくるような形になるんですが、それを出すような形で、それをもって海水浴場の利便性を高めていこうという形になっております。

続きましては、18ページのほうを見ていただければと思うんですが、今予定としましては、逗子海水浴場に大体8か所ぐらい。海水浴場の写真があるかと思うんですけれども、そのところに防犯カメラのほうを右にあるような支柱、現在、防犯灯とスピーカーがついているものが既存としてありますので、そこに共架するような形で建てさせていただいて、8か所ほど、8個ほどカメラを置かせていただいて見るような形にできればというふうに考えております。

これのカメラのほうにつきましては、クラウドについては既存の防犯カメラとちょっと違ひまして、既存のものでしたらオンラインで例えばその施設にデータが入ったりするところがあるんですけれども、そこに入るわけではなくて、クラウドのほうに直接カメラが暗号化された情報として送信していただきまして、それでクラウドの中で暗号化された情報として保持される形になります。

その保持された、暗号化された情報を私たちのほうがIDとパスワード、そのパスワードにつきましても、管理者によって権限が段階的に付与できる形になっておりますので、そういう意味では二重の意味で安全性を持たせるような形で、その情報がみだりに外に出ないような形に安全性を保持した上でやっていくような形にというふうに考えております。

続きまして、19ページのほうを見ていただけますでしょうか。

19ページのほうが、一応これは渋谷区の公園でセーフィーさんがやられたケースになるんですけれども、防犯カメラのところにこのような表示を設置させていただいて、防犯カメラを設置しているということ、その情報を利用して人流測定をしますよというところを周知していくというふうに考えております。

これをするによって本人への直接通知ではなくて、皆さんに通知したものという形で代えさせていただきたいというふうに考えております。

大きい内容としたら以上でございます。

○安達会長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆さんのほうから御質問がありましたらお受けします。

いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○島田委員 幾つかあるんですけれども、これの保管期間ですね、データの。それはどのくらいですか。

○黒羽経済観光課長 サーバによってなんですけれども、クラウドのほうで私たちのほうで設定できるような形になっております。今のところ考えているのは、海水浴期間中のデータになりますので、海水浴期間が終わったら通常の防犯カメラ、施設の防犯カメラとかだった場合ですと、2週間ぐらいを保持しておくという形でなっていたかと思しますので、それぐらいは保持できるような形にしていこうというふうに考えております。それ以降のものについては、破棄していくような形にしたいと思えます。

○島田委員 はい、了解。

2週間ですか。

○黒羽経済観光課長 大体2週間を目安に考えております。

○島田委員 大体ですか。

○黒羽経済観光課長 2週間を目安にして考えております。

○島田委員 いろいろな自治体で防犯カメラを設置しているんですが、大体せいぜい長くて30日なんですよ。あまり短くすると逆にまた活用できないので。

○黒羽経済観光課長 そうですね。犯罪とかがあった場合に、データ提供とかできなくなったりとかすると思いますので。

○島田委員 それで、これ拝見すると、基本的に賛成なんですけれども、いいことだと思うんですが、大分防犯カメラにAIを使うという、こういうことでかなり進化した、最近に進化しているなということを思ったんですが、こういうAIを使ったケースというのは、現在実状はどのくらい出回っているんですか、特に自治体でですね。

○セーフィー（株）中内氏 ありがとうございます。

セーフィーの中内からお答えさせていただきたいと思いますが、自治体様での御活用に関しましては幾つかケースがあるんですが、一例を申し上げますと、千葉市様で例えば災害がありました際に、避難所でしたり、それから役所の方が全体的に避難状況などをコントロールされる防災センターといったものが置かれるケースがございます。そういったところに私どものサービスを入れていただきまして、避難所の、今この避難所が混雑している。まさに今回も御提案しているところと近いんですけれども、避難所の混雑状況をカメラの映像とAIで可視化する。あるいは離れたところから崖崩れ、災害が起きているような現場を遠隔でモニタリングしていただくことによって、安全に向けた対策を事前、事前に打っていただくというようなケースで、自治体様で今映像のAI解析を用いたケースというのは幾つかございます。

○島田委員 そうですか。

○セーフィー（株）中内氏 はい。

○島田委員 それで、関連して、カメラというのは、例えば個人情報ね、収集したときにもう暗号化される。

○セーフィー（株）中内氏 おっしゃるとおりでございます。

○島田委員 それで、暗号化されたものをデータとして使っていくということで、それで個人情報を特定化すると、暗号をですね、それ解除できるのはどこか、

どの程度の方々が、事業者の方でどの程度の方々が関与するわけですか。

○セーフィー（株）中内氏 今回の御質問は人数といった、何人ぐらいが関与するかとかですか。

○島田委員 部門とか責任、その辺の、要は自由に事業者で特定できるようになっていないかどうか心配するわけです。

○セーフィー（株）中内氏 ありがとうございます。よく分かりました。

まず、先ほど黒羽経済観光課長から御説明がありましたように、基本的には今回御提供するカメラは、ID、パスワードをお持ちになった方しか映像を見ることができませんので、例えば私が見られるかということを見ることはできないんです。

実際には、このカメラを実際にお使いになられる方が、今回は経済観光課の方になられると思いますが、その方と、その方から電子的に映像解析のために付与しますよと、共有をしますよというふうに明示的に許可をいただいたもの以外は、一切アクセスができないという形になっております。

○島田委員 分かりました。

○セーフィー（株）中内氏 これが最低限の流れです。

○島田委員 あとはこれの処理は、再委託、再々委託の可能性はいかがですか。

○セーフィー（株）中内氏 今回のケースに関しましては、2通り可能性がございます。1つ目は、私どもの中のみで全ての処理を完結させるという場合、この場合再委託は発生いたしません。

2つ目は、今回、桐ケ谷市長とお話をさせていただく中で、いろいろなAIのロボットでいろいろな活用ができるものがございますので、複数のAIを並行して活用していくということも、実証実験としては行ってもよいのではないかというお話がございます。

その場合には、例えば1つのAIは私どもの会社内で管理をして、2つ目のものは外部の会社のものを使うと。こういうケースになりますと、私どもの会社のものと2社目の会社のもの、いずれにおきましても、必要最低限の人数のみにはなりますが、例えばこの場合で申しますと、1社目は私どもで、2社目がどこかA社と、そういう形はそれぞれがアクセスをする。そういう可能性、2つの可能性がございます。

○島田委員 再委託はあるということですか。

○セーフィー（株）中内氏 可能性によってはございますが、私どもの中で完結する場合には、今回のケースは再委託は発生いたしません。外部の会社さんのA Iを活用した場合に、そちらの会社さんが再委託される可能性はございますが、その場合も市のご指示もございますが、私どもと同等レベルの情報セキュリティの扱いをしていただくということを契約上でお願いするということです。

○島田委員 その場合に、再委託者への事業者、あるいは再々委託になった場合にあらかじめ逗子市のやはり承認が必要だと思えます。

御承知のように、今尼崎市でU S Bが紛失していろいろ問題になって、再々委託について尼崎市の承認を得ていないで再委託し、訴訟になると思いますけれども、そういう案件もございまして、特にその辺を確認したいというふうに思います。

○セーフィー（株）中内氏 ありがとうございます。許可をいただいた場合にのみ再委託を行うという形はもちろん考えております。

○島田委員 分かりました。

○黒羽経済観光課長 通常であれば、今回契約ではなくて、多分試行的に行っていただく形になるので、協定という形になると思いますが。

○島田委員 え。

○黒羽経済観光課長 協定を逗子市とやるような形になると思います。

○島田委員 協定して、ああ、はい。そうですか。

○黒羽経済観光課長 通常であれば契約と同じ、準じる形になりますので、契約であった場合ですが、下請とかを入れる場合、下請承認というのを私たちのほうに出していただく形になりますので、同等のことを同じような形でやっていただこうというふうには考えております。

○島田委員 今年の夏は、試行的に行うということですね。

○黒羽経済観光課長 そうですね。

○島田委員 そうですか。

ちょっと審議内容と直接関係ないんですが、予算はどのくらい。

○黒羽経済観光課長 うちのほうで持ち出す予算としては、ゼロでございます。

セーフィーさんのほうが設置する工事、それと機器のほうのカメラとかですね、そういったものを提供していただくような形になります。

○島田委員 ああ、そうですか。それは、その辺はどういう意図でしょう。

○セーフィー（株）中内氏 ありがとうございます。

今回、桐ケ谷市長と私どもの代表の佐渡島が逗子市民なんですけれども、話をさせていただく中で、デジタルガバメントの考え方でしたり、それから海水浴場にいらっしゃる市民の皆様、それから来場される皆様の安全を向上させたいという市役所の皆様の理念に私どもも大変感銘を受けまして、私どもの商品でしたり技術を御活用いただけるようでしたら、微力ながらぜひお役に立ちたいということで、今回実証実験を御一緒にやらせていただきたいということでお話し上げました。

○島田委員 ありがとうございます。

ちょっとこれは事務局にお尋ねしたいんですが、逗子市では防犯カメラの設置について内部規約、あるいはガイドラインというのをこれは設定してありましたっけ。

○齋藤総務部参事 そうですね、既に諮問を最初にして、そのときに要綱、内部規約をつくってくださいということでした。要綱という形でまず全体的な規約をつくっております。各個別の施設につきましては、その要綱に基づきまして、要領というものを各施設ごとにつくって、先ほど委員がおっしゃいました保存期間とか、そういったこと、あと管理者ですね、そういったことをその中で適切に管理しております。

○島田委員 今までは要綱はなかったということですか。

○齋藤総務部参事 いや、要綱はありました。

○島田委員 あるんですか。

○齋藤総務部参事 ずっとあります。

○島田委員 後ほどぜひ配付していただけたら。

○齋藤総務部参事 分かりました。

○島田委員 どうもありがとうございました。

○セーフィー（株）中内氏 ありがとうございます。

○安達会長 ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○海原委員 島田委員の続きですけれども、今回実験ということですから、カメラは海水浴場の開設期間のみで、あとは常設しないということですか。

○セーフィー（株）中内氏 はい、そうです。

○海原委員 そうですか。そうすると、今回の趣旨は実験で安全な利用ということとは、基本的にはコロナ禍を一番メインにおいて人流の測定ということを考えていると。

○黒羽経済観光課長 2つありまして、1つは、人流の抑制というところが解析というところで使うところになります。

もう一つは、海水浴場において、今現在なんですけれども、日本で一番安全な海水浴場という形で条例をつくらせていただいて、砂浜で飲酒できないだとか、スピーカーで音は出せないだとかというところ、ルールあるんですけれども、それをやってマナー警備員を雇った上で、ルールを知らない人、違反してしまっている人たちに対して御注意差し上げている形になっているんですけれども、中には何回注意しても聞いていただけない方がいらっしゃるので、退場にまで至るような形になっている場合もあります。

そうならないようにするために、ある意味防犯カメラで見えていますよという周知することによって、自発的な抑止ですね、ルールを守らなくちゃいけないなというところをお願いしていこうかなというふうには考えております。

○海原委員 その抑止効果は理解できるんですが、つまり安全、防犯カメラまでは理解したんですけれども、何かマターが起きたときに、後でカメラで検証するとあるんですけれども、これはどなたかが、例えば何かトラブルとか、安全上何かあった場合、どなたかがモニターしているんですか、常時。

○黒羽経済観光課長 モニターしていくような形にはなるとはと思いますが、常時というか、何かあったときに情報を提供するという場合、例えば犯罪とかがあった場合で、警察にその情報として提供しなければならないという場合でしたら、その都度こちらの情報も、個人情報の審議会のほうに事案として上げさせていただいた上で、判断いただいた上で御提供するような形になる。

○海原委員 ということは、事後ですね、モニターしないで人流だけはたえずモニターしてその情報を流すけれども、実際のデータのトラブル系等については、

事後ということですね。

○黒羽経済観光課長　そうですね、はい。

○海原委員　それから、安全性の向上ということなんですけれども、カメラの場合、エリアというのは、何年か前のアンダーパスのところで殺人事件が起きたけれども、どの辺、砂浜は全体ですか、それとも海で例えばボードが入ってきているんですけれども、どの辺まで。

○黒羽経済観光課長　今考えておるのは、砂浜で人が通るところを考えております。海のほうにつきましては、今海水浴場の監視業務委託を行っておりまして、ライフセーバーと水上バイクによる洋上の監視とかを行っておりますので、そちらを継続させていただければと考えております。

○海原委員　分かりました。ありがとうございます。

○安達会長　よろしいですか。

○海原委員　はい。

○安達会長　ほかにいかがでしょうか。御質問等よろしいですか。

はい、どうぞ。

○望月委員　利用の目的は、海水浴場の安心安全というお話なんですけれども、ちょっとひと夏の期間の逗子市の海水浴場にどんな人がどれくらい、例えば時間帯だったり、性別だったり、年代だったり、そういうデータが集まってくると、例えばマーケティングとか、いろいろなことに活用できる、ある意味すごい情報だと思うんですよ。そういう意味での活用というのは、考えられていますか。

○黒羽経済観光課長　今の人流把握の中で、例えばその時間帯にどれくらい人が出ているだとかというのは、当然ないと混雑の状況だとかというのが把握できませんので、そういうところはカウントしていくような形になると思います。

ただ、それについては、個人情報というよりも全体としての情報、一個人としての数値という形になってくるので、個人情報がそれで漏れるという形ではない形にしようと思っています。

○望月委員　そういう別な目的で利用される可能性、例えば逗子市でのそういう別の利用の可能性が出てしまうと、さらには別のところの情報が流れて何か利用されるというか、そういう可能性があるのかどうかというその辺。

- 黒羽経済観光課長　今回については、人流把握という形での目的のみという形で考えております。その他のマーケティングに使っていただくとか、それを踏まえた上で新しい施策にしていいただくとかという話になってきた場合は、別の用途の使い方になってくるかと思しますので、それについては、その都度追加事項という形になると思うんですけれども、個人情報審議会のほうに上げさせていただくような形に考えております。
- 海原委員　目的をもう一度明確にしたほうがいいですね。コロナ禍にあって人流の把握をメインに、主流側に置いて、安全だという場合だけ利用するだけにして、いろいろなことが考えられますから。もっと誤解を招かないように変えたほうがいいかなと気はしますが。
- 安達会長　今の御説明では、人流測定の目的のみで設置するというお話でしたが、先ほどまでの話とちょっと違うというか……
- 黒羽経済観光課長　違っておりまして、防犯で抑止をするという形になりますので、それを防犯カメラ……
- 海原委員　心理的抑制でしょう。
- 黒羽経済観光課長　心理的な抑制効果で。
- 安達会長　ということは、目的は2つあるということですね。
- 黒羽経済観光課長　そうです。
- 安達会長　防犯目的と人流測定。
- 黒羽経済観光課長　そうです。
- セーフィー（株）中内氏　おっしゃるとおりです。
- 安達会長　2つということですか。
- 黒羽経済観光課長　はい。
- セーフィー（株）中内氏　おっしゃるとおりです。
- 黒羽経済観光課長　メインとして使われるのは、情報として使われるのは防犯目的で使われて、それを副次的な効果としてA Iで解析することによって人流として……
- 安達会長　主目的は防犯ですか。
- 黒羽経済観光課長　そうですね。
- 安達会長　逆に聞いていました。人流測定が主目的で、防犯が副次的で。

○黒羽経済観光課長　すみません、言い方は申し訳ないんですけども、防犯の抑止効果を狙うのが一番対象になってくると思います。

○安達会長　それが主目的ですか。

○黒羽経済観光課長　はい。

○安達会長　副次的に人流測定に使う。

○黒羽経済観光課長　そうですね。今までの防犯カメラの設置の要綱とかございますので、それにのっとったような形でまずは設置させていただく。それについて、そのデータについて二次的な利用として人流把握という形でやらせていただきますということになっております。

○安達会長　という説明でよろしいですね。

○黒羽経済観光課長　はい。

○森田副会長　ちょっとすみません、その防犯なんですけれども、防犯といってもどこまでやるのかというところがあるかと思うので、カメラがあるよということで心理的な抑制になるだろうということは1つあるとは思いますが、それにとどまるのか、または画像をちゃんと撮るわけなんで、そのことによって、もつと言え、本当に犯罪的なことが起きた場合に、言ってみればそれを摘発するための資料として使われるのか、それは個別に警察等から依頼があれば、そういうことになるかもしれませんが、そういうことをやりそうな人を特定して何らかのこういう措置を取るのかみたいな、いろいろな可能性が考えられると思うので、ちょっとそれがどこまで出るかと、また想定されている犯罪というんでしょうかね、というのはそもそもどれぐらい、どういうことがあるのかということについて、そう細かくなくてもいいんですけども、要するにどういうものを防ぐためにやろうとしているのかということ、もう少し具体的に説明していただけないかと思うんですが。

○黒羽経済観光課長　1つは、マナーアップという形になって、砂浜とかで飲酒したりだとか、スピーカーで音量を流すですとか、バーベキューをしてはいけない、あとタトゥーを見せないということが、条例で決められている禁止事項となっております。こちらのほうについて、それを守っていただけるような形での抑止効果になってくると思います。

あともう一つは、これはイレギュラーな形になると思うんですけども、例

えばけんかですとか、窃盗ですとか、置き引きだとかということが発生した場合について、警察のほうで捜査してくるという形になった場合、捜査事項の照会だとかがうちのほうに関わってくる形になると思いますので、そうなった場合につきましては、個人情報の審議会のほうに上げさせていただいて、了解を得た上で提供していくという形にしようと考えております。

○安達会長 今回の話だと、多分防犯限定ということではないですね。

○森田副会長 ちょっと防犯というイメージよりももうちょっと広い、もうちょっと広く、安心安全というふうな形の文言なんではないかな。

○安達会長 マナー違反だと、そういうのも含まれる。

○森田副会長 条例での禁止行為でもあるので、その辺まで含めてということなんでしょうかね。

特に逗子がけんかや窃盗が多いということではないですね。

○黒羽経済観光課長 そうですね。ただ、けんかは多少毎年何件かは起きています。

○森田副会長 まあまあそうかもしれません。

○海原委員 近県でよくコロナ禍前に報道されたのは、女性の盗撮、しょっちゅう盗撮されて、警官が来てもめているという報道がテレビ、新聞でかなり流されていたんですけども、これだと警察に画像を提供しちゃうと、冤罪を招く、本当に盗撮しているかもしれませんけれども、冤罪を招く可能性もあるわけですけども、カメラの映し方によっては。その辺はどういうふうにしたらよろしいでしょうかね。

○安達会長 そもそもカメラの映像がどの程度の解像度があるのかということですよ。

○森田副会長 そうですね。カメラの性能という部分ですね。

○安達会長 防犯目的の場合と、人流の測定の目的の場合とで解像度が違うかなという気がするんですね。防犯目的だと鮮明に顔が映る必要があると、特定する必要があると思いますけれども、人流の測定であれば、そんなに厳密に顔がはっきりしなくとも構わないという程度の粗い解像度を使いますけれども、目的が2つあるとすると、一体どのくらい解像度を想定しているんですか。

○黒羽経済観光課長 そうですね、個人の特定というところで顔とか容貌と書いて

てありますけれども、これ一例でありますけれども、そこまでは多分難しいかなと思っております。

正直言って高いところにカメラを設置するような形になってくると思いますので、例えば先ほど御懸念のあった盗撮とかの場合ですと、そのカメラが見ていたから盗撮が分かるというものではなくて、実際に不審な動きをしているというのが監視業務、あるいはマナー警備員のほうが判断した上でその映像を見せてもらった上で、見せてもらう、あるいは見せてくれないということであれば、警察を呼んでその上で見てもらうという形になると思うんですけれども、実際には対処するような形になるかなと思います。俯瞰で見るようなカメラで、そこまではちょっと難しいかなと思っておりますので。

○安達会長 具体的にはどの程度の解像度でしょうか。ぼんやり顔が分かる程度なのか、それとも目鼻がはっきりするのか、それともそこまでは分からないのか。もう少し具体的に。

○セーフィー（株）中内氏 ありがとうございます。

資料内に少し記載がございますが、基本的に私どものカメラに防犯目的で御利用いただく場合には、かなりはっきりとした、顔の識別が可能な状態での解像度での御利用というのが主になってまいります。

先ほどの少し戻ってしまっていて恐縮なんですけど、防犯目的でいいますと、委員の皆様には釈迦に説法ではございますが、尼崎市の凡例で防犯カメラ設置の5つの要件、5要件というものがございまして、先ほどの御質問、主に目的の正当性でしたり、使用の妥当性に関する御質問かなというふうには推察しておりますけれども、今回におきましては、逗子市の海水浴場の運営の意味から過去の事例等も拝見いたしますと、先ほど委員からも御指摘があった事件でしたり、そういったところが起きていることがございますので、そういったことの抑止、いわゆる防犯カメラとしての御利用に関する設置の妥当性というところが、犯罪抑止というところが効果になってくるのかなというふうに理解をしております。こちらが1点目の防犯カメラに関するお答えでございます。

おっしゃるとおり、人流の解析についてそこまで解像度が不要ないのではというのは、おっしゃるとおりでございまして、人流の解析におきましては、顔等を特定しない形で、今この区切られたエリアに対して設定した閾値に対して

それ以上人がいらっしゃるので混雑しているといったような情報を、例えば市のツイッターなどで利用者の方に情報提供していただくといったところに関しては、このようなご利用傾向になるのかなと思います。

○安達会長 今回の話というのは、よく分かりませんでしたけれども、もともとカメラで撮影する段階では、割合詳細な解像度ができるということなんですか。

○セーフィー（株）中内氏 そうですね、防犯カメラは。

○安達会長 防犯が主目的だということであれば、できるだけ映像がはっきりしているほうがいいわけですね。

○黒羽経済観光課長 はい。こちらのほうの資料の3ページをちょっと見ていただければ、3ページをちょっと見ていただいてもよろしいでしょうか。

こちらのほうで、HD画像を使うことによって、今までのVGA画像の30万画素ぐらいと言われていたものに対して、100万画素という形で解像度は大きいですよという話にはなっているかと思います。

○安達会長 それをいずれにしてもカメラではその解像度で撮影すると。

○黒羽経済観光課長 そうですね。

○安達会長 撮影するんですね。

人流測定にそれを利用する場合は、利用する段階で解像度をもっと緩くすることですか。

○セーフィー（株）中内氏 緩くすることも可能です。

○安達会長 そうではないんですか。

○セーフィー（株）中内氏 基本的には同じ映像がございまして、その映像を解析して使ってまいりますので、映っている元のデータとしては、はっきりとしたものが映っております。

○安達会長 ああ、そうですか。

○セーフィー（株）中内氏 はい。

○安達会長 解像度の高いものを使うということですね。個人が特定できるぐらい、そのぐらいになるという形ですね。

○セーフィー（株）中内氏 防犯カメラの映像としては、そのとおりでございます。おっしゃるとおりです。

○安達会長 防犯が主だということですよ。そうするとそうなりますよね。

そういうことですので……

○**森田副会長** やはりちょっと心配なのは、通常の市が設置する防犯カメラと違うのは、海水浴場ということになると、それこそ盗撮じゃないけれども、水着姿の人とかいっぱい映ってしまうし、場合によったら着替えしたりしているところも映っちゃうかもしれないという問題があるので、そういう意味では扱いを相当慎重にする必要があるのかなと思います。何かそういう画像を欲しがっている人もすごく多いんじゃないかと思うので、そこでさっきの再委託問題も心配になってくるわけですし、そういう本来の目的がまず絶対利用されないために、きちんと防衛措置が取られているか。一応これは直接クラウドのほうに流してしまうので、そこにあまり人を経由しないという意味では分かるんですけども、そういうことに合わせて、要するに委託等で必要以上の人数が関与したりする余地、そういったことがないようにきちんとチェックできる仕組みが必要になってくるんですね。

○**セーフィー（株）中内氏** 市のほうから事前に逗子市さんの情報セキュリティ方針の順守ということで手引きをいただいておりますので、私どももこちらの方針を読ませていただいた上で、そちらに則って運用させていただくことになります。

それから、委託に関しましても、明示的な許可がなければ再委託しないというところはお約束させていただきます。

○**安達会長** そこはまだ決まっていないんですか、具体的に委託の仕方とか、再委託があるかないかということはまだ未定なんですか。

○**黒羽経済観光課長** その人流の把握の仕方がどこまでやるかというところがまだ確定していないんです。

例えば人数の把握だけであれば、セーフィーさんの独自のＡＩでやるという形になりますので、自社で終わるんですけども、性別ですとか年齢層だとか、そういったところまで必要だということであれば、そうした場合はセーフィーさんのＡＩではちょっと難しいので、それが解析できるＡＩを１個持っていращやる会社のほうと契約するような形になるかと思います。

○**安達会長** そこはまだ未定ということですか。

○**黒羽経済観光課長** そうですね。

ただ、うちのほうとしては試験的なところもありますので、どこまでやるのかというところについては、それほど、何といたたらいいでしょうね、細かいところまで、マーケティングに使えるようなところまでというふうには考えてはおりません。

○安達会長 いつから開始するんですか。

○黒羽経済観光課長 今のところ海水浴場は7月1日からなんですけれども、それにはちょっと間に合いませんので、7月16日ぐらいから大体海水浴場というのが人が増え始めてくる頃になってきますので、それに間に合うような頃に設置できればというふうに考えております。

○安達会長 7月16日頃。

○黒羽経済観光課長 はい。

ただ、それはもう前提として、個人情報審議会のほうで御承認をいただいた上での形になると思います。

○安達会長 終了はいつですか。

○黒羽経済観光課長 終了は9月4日になります。

○安達会長 9月4日。そうすると、その期間は毎日カメラが作動しているということ。

○黒羽経済観光課長 そうですね。

○森田副会長 それと、さっきちょっと話に出たんですが、この資料、5ページにある画像のモニターですね、こういったものは現状では使わないんですか。

○セーフィー（株）中内氏 モニター……そうですね、一例として今お持ちをしておりますけれども、このような使い方もできますという例示まででございます。

○森田副会長 市のほうとしては、使うとか、今シーズンではここまではやらないんでしょうか。あるいは必要に応じて考えるとか。

○黒羽経済観光課長 必要に応じてという形になるんですが、巨大モニターを…

…。

○森田副会長 巨大かどうかは構いませんけれども、モニター画像を誰か職員が常時見る、市が見られるような施設。

○黒羽経済観光課長 常時というよりも、多分必要に応じてそのアカウントで見

ていくような形になるかなと思います。

○森田副会長 それができるような仕組みを実施するかどうかは検討中ということですか。

○黒羽経済観光課長 そうですね。

常時流していると、ほかの人たちも見れちゃう可能性がありますので。

○森田副会長 ちょっとそこが気になるので。

○黒羽経済観光課長 アカウントがあるものがそのときに応じて見られるような形にして、必要最低限にしていきたいなというふうには考えております。

○セーフィー（株）中内氏 少し補足的な取り組みになるのですが、私どもの機能の中で人が動いたときですとか、大きな音がしたときだけ映像の中にフラグが立つような状態で、何かあったところだけぱっと見られるような機能として御提供しておりますので、例えば24時間仮に撮っていたとしても、その中で大きな音がしたことが1回だけであれば、そのところだけ、もちろんアカウントがある方だけですけれども、必要最小限のところで便利に見ていただけるというような機能をもっています。

○安達会長 画像は、経済観光課の机の上のパソコンでアクセスできると。

○黒羽経済観光課長 アクセスできます。

○安達会長 その点については、特にそれを見る部屋を別途設けるとか、そういうことはないのでしょうか。

○黒羽経済観光課長 今のところ考えてはないんですけれども、ただ見るときには、ほかの人たちが見られないような形で見るような形にしようとは思っております。特別な部屋はなくても、人が来ないような形にして見るだとかということはあると思いますので、そういう形にはしようと思っております。

○安達会長 そういう対策は必要でしょう。

○黒羽経済観光課長 はい。

○安達会長 ほかにいかがでしょうか。

○海原委員 司法当局からの関係で、司法当局がメインでしょうけれども、サーバは一応動いていますけれども、再現はできますから、司法当局にその画像を、何時何分みたいな画像を提供してくださいと言われたら、無条件に協力するんですか。

○黒羽経済観光課長 司法当局というのは。

○海原委員 警察ですね。

○黒羽経済観光課長 司法当局ですね。それが何時何分のという形になってきたときに、どういった内容かというのを事前に話ししてもらう形になります。それを踏まえた上で、うちのほうから映像を出さないとどうしようもないなというところであれば、個人情報審査会のほうにかけさせていただいて、妥当であるかどうか判断していただいた上でお出しするような形で考えております。

○海原委員 個人情報審査会、一体どこを言っているんでしょうか。

○安達会長 審議会。

○黒羽経済観光課長 審議会だ、ごめんなさい、すみません。

○海原委員 ということは、タイミング的に全然合わないと思うんですけれども、何か事案が発生した場合に。提供しなきゃいけないものであれば。

○安達会長 警察側の捜査事項照会書をこれまでもこの審議会で諮っていますから、その流れですよ。

○黒羽経済観光課長 はい、そうです。

○安達会長 条例が改正されますので、来年度になるとそういうのは所管課での適宜の判断となるかもしれませんが、今年度については、審議会諮問事項になっています。

○海原委員 緊急時と判断した場合は、経済観光課長の職権で市長専決じゃないけれども、警察に提出するということになるの。

○黒羽経済観光課長 いえ、それはあまり考えていません、私のほうとしては。個人情報をみだりに警察であったとしても出すべきではないというふうに思いますので。

○安達会長 ほかにいかがでしょうか。

○島田委員 6ページのクラウドでやるあたりですけれども、セーフイーさんはここのシステムは、データセンターはどこを使っているんですか。

○セーフイー（株）中内氏 私どもはアマゾンのサービスで、AWSのデータセンターがございまして、エンティティ（データセンターの所在地）が日本でございます。天災等があった際の事業継続性のために、国家単位で複数の箇所のデータセンターが運用されているというところで、外国に何かデータが出ると

いうことは一切ございません。

○島田委員 アマゾンのね。

○海原委員 司法警察の案件というのは、どの程度今理解しているんでしょうか。

○黒羽経済観光課長 司法警察ですか。

○海原委員 警察、司法警察か、この案件についてどの程度の認識を持っているんでしょうか。

○黒羽経済観光課長 警察官がですか。

○海原委員 警察隊ですね。

○安達会長 警察には話はしているんですか。

○海原委員 警察というか、一言で言えば、そうだと思います。

○安達会長 この件に関して警察機関と何か協議をするかということですか。

○海原委員 そうですね。司法と協議していたら、警察はどのような認識を持っているのかなと。

○安達会長 それでは、何か警察のほうに話をされたりしているんですか。

○黒羽経済観光課長 いえ、まだしていません。

まずやるとしたら、そういう防犯のカメラを設置しますよという話はするんですけども、それについては、市役所の中で捜査とかあったときに気軽に出せるものではなくて、市役所の審議会の答申なんかで、市役所じゃない、市のほうでまず捜査事項照会書、根拠がちゃんとしっかりしているものをいただいた上で、署長印が判をされているものをいただいた上で、内容を確認させていただいた上で、妥当性があるというふうに考えたものについて、こちらのほうの審議会さんのほうに話をさせていただいて、その上でオーケーが出たら出すという形で考えております。

それは市のほかの施設でも同じような手順でやっておりますので、逗子警察さんもある程度のところは把握していらっしゃると思います。

○安達会長 よろしいですか。

私のほうから伺いますが、海水浴場の利用者に対する周知方法については、どういうふうに考えていらっしゃるんですか。

○黒羽経済観光課長 1つは、防犯カメラを置いてあるところに、防犯カメラ作動していますではないですけども、こういう目的で防犯カメラをやっている

のと、それから人流解析、人流把握のためにもこの防犯カメラを使っていますというところを明示した上で周知していこうかと思っております。

○安達会長 サンプルがどこかにありましたね。これの19ページ。

○黒羽経済観光課長 19ページです。

○安達会長 渋谷区の例ですね。

○黒羽経済観光課長 はい。

○森田副会長 これがこのままというわけにはいかないと思うので、どの辺に…
…

○安達会長 つまり目的をまずはっきりさせる必要があつて、防犯なら防犯。ただし、先ほどの説明では防犯だけじゃないみたいですよ。

○黒羽経済観光課長 防犯が多分メインになってくるので、防犯は立てます。

○安達会長 防犯より適正管理、適正管理目的ですかね。防犯より広い、先ほどのお話じゃないけれども、防犯より広い感じがしたんですけれども、もしそうであれば、防犯というふうに限定してしまうと、ちょっと実態と違ってきますよね。

○森田副会長 この19ページの例は、人流測定を中心に言っているので、その辺のニュアンスは大分違っているかなと思いますので。

○セーフィー（株）中内氏 おっしゃるとおりです。

こちらについては、今回の実態に合わせて見直しする必要があると思っております。今御指摘がありましたように、今回の御指摘に合わせた周知という形になろうかと思えます。

○安達会長 こういうものを何か看板を立てるんですか、19ページにあるようなものを。

○黒羽経済観光課長 看板というか、そういうものを周知するものを、広報板とありますので、そこで分かるような形で出すのか、立て看板にするのかはちょっと検討していきたいと思えますけれども、看板を出して周知しようと。

○安達会長 ホームページなんかに出さない。

○黒羽経済観光課長 ただ、ホームページについても、ホームページ今ちょっと検討ですね。検討していこうとは思いますが、結局その画像が撮られているということを本人たちに周知するという形になってくると、現場なのかなとい

うふうに考えておったんですが。

○安達会長 いや、カメラがあるとは知らずに行ってしまった、そこにはあったということになりますよね。

○黒羽経済観光課長 分かりました。

○安達会長 事前にちゃんとあるということが分かった上で、そこに来たかどうかというふうにそう考えると、現場にあっただけでいいのかという気もしたんですね。

○黒羽経済観光課長 分かりました。では、そうしましたら、ホームページのほうにもその旨掲載させていただこうと思います。

○安達会長 毎日カメラが回っていて、しかも水着で歩いているわけで、かなり個人情報特定されてしまうということがありますから、事前に十分周知しておく必要があるんじゃないかなという気がするんですね。

それから、19ページにあるように、利用の目的はこうですということを明記することと、それから保存期限ですか、保存期限についてもきちっと書くということがやはり大事なんじゃないかなという気はしますけれども。

○セーフィー（株）中内氏 おっしゃるとおりかと思います。

○海原委員 19ページの撮影範囲とか書かなきゃいけないものですか、こういうときに、周知するときに。

○セーフィー（株）中内氏 マスト事項ではないんですけれども、この渋谷区の場合には、特にエリアが特殊で、公園の通路もいろいろな方向に道が通じているところに設置をしましたので、分かりやすいようにという形でこのような記載をさせていただいております。

今回の件でいきますと、より、こう何ですか、開けた形での撮影になろうかと思しますので、海水浴場の砂浜のエリアに対してカメラを設置しますというような、分かりやすい表現を心がけることになろうかと思えます。ありがとうございます。

○海原委員 基本的には先ほどの殺人事件が起きたときもアンダーパスのすぐ近くで、カメラの死角に入っていたんですね。逗子のけんかとか、トラブルなんかも、意外と人の住宅街と134号線をまたいだところまで来て、結構来ているのが多いと思うんですけれども、それだとカメラに入っていないから、むしろ

カメラの範囲をあえて入れないほうが良いような気がします。

○セーフィー（株）中内氏 ありがとうございます。

○安達会長 撮影範囲を入れてしまうと、死角が分かってしまうところがありますね。逆に。

○セーフィー（株）中内氏 ありがとうございます。

○安達会長 カメラの設置位置は明示する必要があるんでしょうけれども、撮影範囲がどこまでかということはあまり分からないほうが良いという気がします。

○セーフィー（株）中内氏 ありがとうございます。承知しました。

○島田委員 あと、先ほど逗子市と受託契約、協定ですか。

○黒羽経済観光課長 協定ですね、今回は。

○島田委員 結ばれるということでした。これは事後的でもいいんですか、事前は難しいと。必要ないと。

○安達会長 本来は事前が望ましいんでしょうけれども。

○島田委員 そうですね。

○安達会長 まだ協定を結んでいないということですね。

○黒羽経済観光課長 今、案をお互いにやり取りして、精査しているところでございます。一番ここである程度承認が取れないと、その先に進めない部分もありますので。

○安達会長 現状で、その協定に盛り込むべき事項としてどういうものを考えていらっしゃるんでしょうか。

○黒羽経済観光課長 まず、役割分担と情報の保持ですとか、そういったところ、先ほど言ったセキュリティーの面ですとか、安全性の部分は明示していこうかなと思っております。

協定になりますので、どこの部分まではどこがやって、どこからどこについては逗子市が行いますとかってところについての、守備範囲といったらおかしいんですけれども、どこをお互いにやっていくかというところについても明示していくような形で考えております。

○島田委員 あと再委託もね。

○黒羽経済観光課長 はい、そうですね。

○安達会長 再委託を事前にそこに入れるという形。

○セーフィー（株）中内氏 はい。入れさせていただく予定でございます。

○安達会長 ほかにいかがでしょうか。

○島田委員 あれはいいですかね、目的外に利用された場合のその辺のところの協定は大丈夫かな。

○安達会長 協定自体……

○黒羽経済観光課長 協定には、利用しないという形になるために協定を結ばせていただこうと思っておりますので。

○安達会長 協定の範囲内では、利用目的内ですか。

○黒羽経済観光課長 そうですね。

○安達会長 活用するということですね。

もし目的外に利用する場合には、こちらの審議会に諮問していただくという、そういう仕組みになっていると思いますので。

○セーフィー（株）中内氏 はい。

○安達会長 ほかにいかがでしょうか。

これは今回、試行的に実証実験として行うということですから、やはり期間限定ということですね。

○黒羽経済観光課長 はい。

○セーフィー（株）中内氏 おっしゃるとおりでございます。

○安達会長 9月4日で一応終了の予定ということでしょうか。

○黒羽経済観光課長 はい。

データの取得はそこで終らせていただきます。

○安達会長 そこからデータの保存期限はいつぐらいですか。

○黒羽経済観光課長 2週間ぐらいです。

○安達会長 そこから2週間ぐらい。

○黒羽経済観光課長 はい。

○安達会長 そういことです。

いかがでしょうか。

よろしいですか。

特に何か御意見、御質問等ございますか。

特にないようでしたら、お諮りします。

本件諮問について、以上の内容について適当と認めるということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安達会長 異存なしということにいたします。

○黒羽経済観光課長 どうもありがとうございます。

○セーフィー（株）中内氏 ありがとうございます。

○安達会長 本件については、全員一致で適当であるというふうに承認することに決定しました。

答申書は、後日、事務局を通して所管課にお届けいたします。お待ちください。

○黒羽経済観光課長 どうもありがとうございました。

○セーフィー（株）中内氏 ありがとうございます。

○安達会長 では、御退席いただいて結構です。

○セーフィー（株）中内氏 失礼いたします。ありがとうございました。

○黒羽経済観光課長 ありがとうございました。

—経済観光課、セーフィー（株） 退室—

○安達会長 本件については、事務局で答申案を提出いただいて、後日メールで委員の皆様を確認していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

特に何か答申案について意見を付記するということはございますか。
よろしいですか。

○齋藤総務部参事 今のところで一点だけ補足でよろしいでしょうか。

先ほど質問がありました警察からの捜査関係事項照会なんですが、防犯カメラの部分については、類型諮問という形で答申をいただいております。防犯の部分であれば、類型諮問という形で情報提供のほうをその答申に基づいた形で提供したいと思います。

○安達会長 類型諮問というのは、やりましたっけ。

○齋藤総務部参事 防犯カメラについての類型諮問を平成26年のときですかね、運用状況のところで報告をしております。防犯カメラを設置している施設について、例えば駐輪場とか、公園とか、そこで何件ありましたというのを報告いたしておりますので。

○安達会長 ああ、そうですか。

そうすると、現状では事後報告。

○齋藤総務部参事 そうですね、事後報告の部分になります。

○海原委員 海水浴場は類型諮問じゃないような気がします、いかがでしょうか。

○安達会長 ちょっと今までのパターンとは違いますね。いかがでしょうか。

正式にこれまでの防犯カメラについては、条例等に基づいて、条例に基づいておりますけれども、今回はそれが無いということですと、ちょっと従来の防犯については……

○森田副会長 そうですね、要綱に基づく防犯カメラとはちょっと性質が違ふということになるかと思います。

○安達会長 諮問していただいたほうがいいでしょう。

○齋藤総務部参事 分かりました。

○安達会長 今回かなり鮮明な画像になっているそうです。

○齋藤総務部参事 そうです。

○安達会長 これまでのとはちょっと違うかもしれないですね。
よろしいでしょうか。

○齋藤総務部参事 いただいた今の答申ですね、こちらのほうの案を作成しまして、御確認のほうをお願いしたいと思います。

○安達会長 では、よろしくお願いします。

それでは、議題の（３）のほうにまいります。

諮問第４号 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度に係る対応について、情報公開課所管で継続審議となっているものです。

では、事務局から説明をお願いします。

○齋藤総務部参事 前回までの審議会において検討をしていただきました諮問書につきまして、継続審議をお願いいたします。

前回、答申に向けての対応することということですが、答申の骨子案などを示してくださいということでしたが、事前にお示ししていますが、これまでの審議事項等踏まえまして、たたき台といいますか、事務局案の答申案を作成いたしました。

なお、今回の案の作成に当たりましては、本市の個人情報保護施策に深く関わりがあり、現状の制度を制定して育ててこられたことを踏まえまして、事前に森田副会長の御協力を得て作成しております。

では、引き続き答申に向けて御審議のほうお願いいたします。

もう一つ、追加の資料としてお示ししました改正個人情報保護法と逗子市個人情報保護条例との主な相違点及び対応方法ということで、前回、2か所指摘をいただいていたかと思います。それを受けまして、2か所修正を加えております。

まず、1ページ、エクセルの横の資料になりますが、1ページの1番の項目になります。

出資団体等の個人情報の保護についてですが、個人情報保護委員会のQ&Aを確認しまして、出資法人に対して契約、出資関係等に基づき、個人情報等の取扱いや開示等請求に関する必要な措置を求める旨、契約条項等で規定することは可能であるという旨の回答がありますので、一般の事業者と異なる対応を御指摘がありましたように、そういったことができないかを検討することを付け足しております。

裏のページの4番ですね、事業者に対する指導及び勧告についてとなります。

こちらですね、前回終わった後に再度個人情報保護委員会のほうに質問及び問合せを行っております。そちらの回答が来まして、条例に事実確認や是正勧告の制度を規定するに当たっては、法的な強制力のみならず、事実上の強制力も含め、事業者に対する強制力を伴わないことが必要であると。条例やその関係規定においてその旨明記する必要がありますということでした。

また、実際に是正勧告を行うに当たっても、個人情報保護委員会が示すガイドライン等を十分に参照した上で、これとそごが生じない対応を行う必要があります、独自に法解釈等に基づく是正勧告等を行うことができないことに留意する必要があるというような回答がありました。

また、公表についても、一般的に公表による社会的な制裁が問われる可能性があることから、事実上の強制力を伴うおそれがあるため、地方公共団体の判断により強制的に事業者を公表するような制度を条例に規定することは許容されないといったちょっと厳しいような回答がありました。

本当に強制力がないということを明記した上でということになるみたいですので、条例に事業者に対する指導及び勧告を記載する場合は、上記の範囲内である必要がありますので、条例に記載する必要性を含め検討するという形で修正をしております。

以上になります。

○安達会長 どうもありがとうございました。

それでは、前回からの継続審議ということですが、答申の案を作成していただきましたので、これに沿って審議をしていただくということになります。

資料2ですね、この資料の順番で、ローマ数字のはじめにというところは、お読みいただくと。具体的にはローマ数字Ⅱの対応の方法及び審議内容というところから、この順番で内容を確認するということによろしいでしょうか。

これまで審議してきた内容を反映したものになっているかどうかという点について確認していただくことになりますけれども、よろしいですか。

それでは、ローマ数字のⅡの1、改正法において、条例で定める必要があるとされている事項についてということで、（1）手数料について。

これ四角で書いてあるのと、下の文章とはどういう関係ですか。

○齋藤総務部参事 ローマ数字のⅡということで、対応の方向及び審議内容ということで、四角に書いてあるものが事務局の案で、このような方向性でいくということに對しまして、下の文が審議会の審議結果ということで答申になっています。

○安達会長 そうですか。ということだそうです。

四角が事務局提案、手数料については従来通り徴収せず、実費のみを徴収するという点について、結論的にそれで妥当だということが審議会としての判断ということですが、この点よろしいでしょうか。

特に御質問、御意見等ございますか。

ないようでしたら、次に進んで、2の改正法において、条例で定めることができるのとされている事項及び条例で定めることが妨げられるものではないとされている事項についてということですが、（1）条例要配慮個人情報定めることについてということで、事務局提案では、地域の特性その他の事情から追加する条例要配慮個人情報は現時点では想定されないということですが、それ

に対して、まず、その判断については、一応現状では適当であると。ただし、今後規定をする必要が生じる可能性もあることから、その把握に遺漏のなきように留意されたいという、そういう記述ですけれども、いかがでしょうか。

前の当審議会の議論の中では、委員さんの御意見を入れて、事務局のほうで引き取って検討していただくということがあったと思いますけれども、その点特に何か具体的に検討された内容というのはありますか。

特にはないですか。

○齋藤総務部参事　そうですね、特には……

○安達会長　そうですか。議事録を見ていただいたほうがいいでしょうね。

私の記憶では、たしか逗子市さんでは、L G B Tに関してパートナーシップ制度を導入しておるということ、これは私、ホームページで確認したんですけれども、ホームページを確認したら、そういうふうになっているということで、そうすると、検討の対象ではないかという問いかけをさせていただいたんですけれども、その点について何か内部的に御議論があったんでしょうか。

○齋藤総務部参事　そうですね、法的に条例要配慮個人情報ということで、逗子の地域の特性、その他の事情ということで、本市としてもL G B Tのいろいろな新しく制度とか、そういったことをやっておりますが、逗子市だけではなくて、やはり神奈川県民とかという広範囲な部分もありますので、逗子市だけで、逗子市の地域の特性に依じてというところでは、まだそこまではいかないのかということと、あとL G B Tという範囲がまた規定することが、どの範囲というものがかなり難しいという意見もあります。いろいろな資料を確認するとありまして、それを定義するというのもなかなか難しいのではないかとこのところもありましたので、今のところは入れていかないということで、ただ、ここに記載しているように、今後、そういった方向性があるのであれば、追加することは検討してから追加するということがあり得ることはあると思います。

○安達会長　そういうことだそうでして、私も結論的にはパートナーシップ制度も今のところ要綱を今回つくったということですので、その段階であれば、政策的な変更もあり得るということで、要綱で設けているものを条例でこちらで規定するというのは、ちょっと逆転現象みたいになっちゃう。

もともとの制度を条例で規定しているという場合には、そういう自治体もあ

りますけれども、そういうところであれば、全く問題なく個人情報保護条例で要配慮個人情報にすることとは考えられますが、まだその段階ではないのかなという気はしています。

ただ、地域特性というのは、そんなに厳格に考える必要はないです、恐らく。個人的意見ですけれども。地域特性その他の事情というのが中にありますね。現状ではパートナーシップ制度の例でいえば、それは全く採っていない自治体と、採っている自治体ではやはり違って、パートナーシップ制度を採っているところでは、そういう制度の対象となっている人が申請をしていると。申請をして、その情報を市が取得していますから、そういうふうを取得している自治体と、その制度を持っていなくて把握していない自治体とではやはり違うんです。取得している以上は、それに対する配慮というのが必要ではないかということが考えられますから、それが事がらの性質上全体的に問題としては共通性がありますけれども、特定の自治体で、特に重点施策としてそれを採用しているという場合には、それぐらいの事情があるというふうに見ることは十分できるので、そういう意味では、この、地域の特性その他の事情というのがもう少し柔軟に解釈する必要があるんじゃないかということは、私としては申し上げたい気がしております。

もともと国の法律でいう要配慮個人情報自体も、要配慮個人情報として挙げたものについても、結局は個人情報ファイルに記載するのがベースです。特に取得を原則禁止するとか、制限するというじゃないんで、個人情報ファイルに記載するかしないかというだけの話であれば、そんなに厳格に限定する必要もないという気がします。これは私の個人的意見です。

そういうことを少し多少答申案の中に書いておいてもいいのかなという気もしなくはないですけれども、ちょっとそっけない感じがしましたので。

皆様はいかがでしょうか。

結論的には、変わらないかもしれませんが、少しそういうふうに今後こういうものが出てくる可能性はあるだろうということは、念頭に置いておいたほうがいいのかということ、答申にこの趣旨をどういうふうに理解するかということを多少書いておいてもよろしいのではないだろうかという個人的意見です。

○森田副会長 そこは可能でしたら、少し今のパートナーシップの話とか、例えばこういう分野については今後の課題として検討していくなどと。

○齋藤総務部参事 検討します。

○森田副会長 そういうことでいいんじゃないですか。

○安達会長 よろしいでしょうか。

特にほかに御意見、この点についてありますか。

よろしければ先に進んで、次の（２）ですが、個人情報事務登録簿の作成、公表に係る事項についてということで、個人情報事務登録簿については、従来通り作成、公表するということが事務局原案で、それに対して個人情報ファイルとは別に、従来どおり個人情報事務登録簿を作成するということを義務づける点については、現状どおりとすることができるという趣旨のことが記載されています。

いかがでしょうか。

○森田副会長 よろしいですか、もし分かればなんですが、逗子市の場合、個人情報ファイル簿の対象になる、つまり今1,000人を超えるファイルというのは、どれぐらいの比率になるかとわかりますか。出していなければいいんですけども、これは実は神奈川県の場合も10%もないですね、だから、ファイル簿だけにしてしまうと、何かほとんどの情報が公表されないままになってしまうので、恐らく逗子市の場合はもっとファイル簿などは少ないんじゃないかと思いますので、そういう意味では登録簿のほうを重視してもらったほうがいいなど。

○齋藤総務部参事 現状の特定個人情報保護評価で出てくるのが、形式的には同じなんです。

○森田副会長 ああ。

○齋藤総務部参事 ただマイナンバーを使うものだけなんです。それプラスアルファになってきまして、それが多分二十二、三、登録簿が662でしたかね、そのうちの二、三十ぐらいがこのファイルに、個人情報ファイル簿になるのかなという感じです。数パーというか、落ちちゃうと。

○森田副会長 まあ、そういう意味では、ファイル簿にする実数が少ないので頑張ってやっていただきたいと思います。神奈川県は10%といってもそれなり

の量があるので、両方やるかどうか、実は決着がつかないままになっているんですけれども。

○安達会長 では、先に進めさせていただきます。

(3) 審議会への諮問についてということで、現行条例では、要配慮個人情報の取扱い、本人以外の者からの個人情報の収集、個人情報の目的外利用・提供等にあたり、審議会への諮問を必要としていると。

これに対し、改正法はこれらについて、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならないとしている。

ちょっとこれは、正確には改正法自体そう定めているのではないんですよ。国の指針でそういうふうに言っている。法律自体にはそう書いていないんですからね。これ類型的に諮問してはいけないなど書いてあるというのは、指針のほうで言っている。ガイドラインや、Q & Aで言っている。法律自体にはそう書いていないんですから。

○齋藤総務部参事 ガイドライン。

○安達会長 地方公共団体の機関は、個人情報の適切な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより審議会等に諮問することができる旨規定されている。これは個人情報保護法129条に規定されています。

そこで、今後とも必要に応じて審議会から意見を聞き、審議会機能を担保するというのが事務局見解です。

それに対して、法律どおりですと制限的な審議会の役割になってしまうおそれがあるため、従来の審議会の体制を維持することは難しいということで、そこで審議会に諮る必要がある場合は、今後も当審議会への諮問を積極的に行うべきである。

また、改正法の許容する範囲内において、実施機関が必要に応じて審議会に報告する。または意見を求めることができるような運用をすべきであるというふうに記載されております。

いかがでしょうか。

○島田委員 よろしいですか。

○安達会長 はい、どうぞ。

○島田委員 この報告、一番最後に書かれております改正法の許容する範囲内において、実施機関が必要に応じて審議会に報告すると。また、意見を求めることができるような運用をすべきであるということで、今後の役割、審議会の役割として報告が重要な役割になると私は理解しております。

それで、この場合、報告そのものの審議会の位置づけといいますか、前回もちょっと意見を申しましたけれども、単なる報告ではあまり意味ないので、これがマネジメントサイクルのP l a n、D o、C h e c k、A c t i o nという位置づけのCに当たるこういう提案ができる報告であると、そういうことがやはり積極的に明確に位置づけたほうがいいんじゃないかということが1つ。

それから、ここには書かれていないんですけれども、報告の頻度ですよね。それは例えば年次1回にするとか、あるいは半年に1回するとか、そういう頻度、もう一つは、報告の中身ですけれども、案件、報告案件は一体どういうことなのだろうかということですが、いわゆるこれまでやってきている申請のある事案が当然そこには私は入ったほうがいいと思うんですけれども、そういう報告の案件を含む対象は一体何かということを位置づけは必要ではないかということでもあります。

それで、事務局で追加資料としてちょっと配付させていただきましたけれども、たまたま私が担当している町田市の個人情報保護運営審議会でも今改正について論議されて、たまたま6月13日の審議会に使われた資料を、ちょっとやはり参考になるのではないかとということで配付していただいたんですけれども、報告ということについては、たまたま国立市が、東京都の国立市が個人情報保護委員会に質問を出しておりまして、その質問内容がここに書かれて、その結果の個人情報保護委員会の回答でもありますが、ここでやはりいわゆる監査、要は監査的な報告は可能であるという回答はされて、まさに監査的ということは、私は先ほど言ったマネジメントサイクルにおける報告の位置づけで捉えていいんじゃないかと、こういうふうに考えております。

あとはこの比較表、一部だけ載っているわけですが、ここで報告ということについて、役割ということについて、最後のページのところに運営審議会について委員構成と役割について書かれていますが、これについて個人情報保護に関する、ここでは町田市の場合は年次報告という、報告という案で提案されて

おります。ちなみにです。ということです。

○安達会長 この、個別の諮問は許容されないという言い方、非常に気になるんですけども、国立市の質問に対する回答でも、個別の案件の処理に関して審議会への報告や意見聴取を要件化するような条例は駄目だと。要件化するのは駄目だ、これは義務づけは駄目だということですね。必ず事前なり事後に義務づけるのは駄目だという言い方ですが、これは義務づけなければいいわけですよ。

だから、その点は、はっきりさせておく必要があって、必ずしなさいという義務づけをすると、それは行き過ぎだというのが国の解釈なんですけれども、それも私は疑問があったわけです。

町田市のほうも、個別な諮問は駄目だけれども、一括報告ならいいじゃないかという。個別な諮問だって実はいいですよ、義務づけなければ。

所管課のほうで諮問したいと言っているというふうに考えれば、諮問はできるわけですから。だから、できる規定はおいておく。法律では129条で条例の定めるところによりと書いてありますから、逗子市の個人情報保護条例で諮問したいときは諮問できるということを書いておく必要があるんですよ。それを書いておかないと、諮問できないということになりますから、そこは注意しておく必要があります。

この答申案のほうの2ページの下のほうの説明文のところでも、審議会に諮る必要がある場合には、審議会へ諮問することができるということを条例に規定しておく必要があるんです。そうしないと法律だけになっちゃう。法律上だけでは諮問できることになっていないんです。条例に根拠がないと。それなので、改正する条例の中では、必要がある場合には諮問できるということは明記しておく必要があるんじゃないかと。

同じように、事後報告をすることを条例に記載しておいたほうがいいと。事後報告も義務づけなければいいというのであれば、事後報告をすべき場合としない場合を運用基準で設ければいい。条例本体にはできる規定だけおいておいて、具体的にどういう場合にするかについては、全く条例本体に書かないわけにはいかないんで、これは通常審議会に諮問できる事項について、国のガイドライン等でも例示はありますので、こういうものについては諮問できますよと

いう、一般的な諮問事項を並べておいて、その他必要と認められる事項というふうにして、あと具体的にどういう場合に諮問をすることが望ましいかという基準を、運用基準をつくれればいいんですよ。諮問推奨事項みたいな。諮問が推奨される事項としてこういうものがあるということを、別途運用基準で定めるということを考えたほうがよいのではないかと思います。

単純に積極的に行うべきだというふうに書くと、ちょっと精神論になっちゃう。精神論で終わらないためには、何らかの条例上の根拠を言った上で、内部的な運用基準に委ねることがあっていいんじゃないかと思うんですけども。

そうすると、今の議論としては、取りあえず条例だけでも書く、条例をどこまで書くかということで、条例の案が固まったら、あと具体的にどういう事項を諮問対象として推奨するかということ、あるいは事後報告として、なるべく事後報告してもらうような事項というのを運用基準としてつくることにして、その内容をまたこの審議会に諮っていただくという形で少し実効性があるような対応を考えたほうがいいんじゃないかなと、これも個人的に思っていました。

答申は、積極的に行うべきだということだけだと、ちょっと弱いかなという気もするので、もう少しその点丁寧に書き込むということがいいかもしれないと。

○齋藤総務部参事　ちょっとここは整理します。

○安達会長　少なくとも、その条例に規定することができる規定を、条例に規定するということは挙げておく必要があるなと思います。

○森田副会長　上の四角の中で、条文を引いてますけれども、条例で定めるところにより審議会等に諮問することができることは言われているんで、それを前提にした記載かなというふうに感じます。

○齋藤総務部参事　そうですね。

○森田副会長　でも、この下の文脈の中でもそこは明確にしといたほうがいいかなと思います、条例を制定する上においては。

先ほどの事例の検討のときも、現場の感覚では今後もなんかするときには諮問しますという感じで言っておられて、もしも、あの種のものが今後どうなるのかというところはあるんですけども、今回のように、これやっていいです

かという形での諮問は恐らく難しくなると思うんですけれども、でもこれをするについてどういう点に気をつけるのでしょうか的な諮問は恐らくできなくはないと思うんですね、これでいくと。

あるいは一般的に防犯カメラについての情報等がある場合に、その運用過程についてこうこうするのか、運用状況について意見を言うのかですね、その辺は当然できると思うので、少し具体的な問題を想定して、ここにどこまで載せられるかの問題はあるんですけれども、対応できるような記載としては。

○安達会長 あまり書き過ぎてしまうと、手の内を……

○森田副会長 ちょっとそこが気になるので、国からクレームが来ても困るので。そこは一応法律の範囲内であって、ということかと思うんですけれども。

○安達会長 少しその点を検討していく必要があるかなというふうに思います。

○森田副会長 ちなみに、県の答申の中では、同じ論点について県として専門的な知見に基づいて意見を聞くことが特に必要であると認める場合には、確実に審議会の意見を聞くことができるよう条例で適切に規定をすることができるのであるという文章があります。

○安達会長 うまいこと言いますね。

○森田副会長 ここで、実は、県としてという最初のところに入れているんですけれども、これは諮問するかどうかは県自身が決めるべきだよということを実は含めて、さりげなく入れてある文章ではあるんですけれども。

ちょっとご参考までに。

○安達会長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

もう少し文案を検討していただいて、次回まとめてお伺いすると。

○齋藤総務部参事 他自治体の答申なども参考にして。

○安達会長 では、先に進めさせていただきますが、（４）の本人開示等請求における不開示情報の範囲についてということで、これは逗子市情報公開条例との不開示理由の整合性ということですね。これについて、特に整合性の確保の観点から条例で加えるという必要はないという事務局の意見であります。その点については、その判断で適当ということになります。よろしいでしょうか。

基本的には解釈でカバーできるということです。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○安達会長 では、（５）ですが、任意代理人による請求に際し、必要に応じて本人に対して確認書を送付し、その返信をもって本人の意思を確認する手続を定める規定についてということで、これについては、事務局案では、事務対応ガイドに示された方法について対応するというので、特に条例には記載しないということです。

これについて、審議会のほうでは、その判断はいいとして、具体的な対応方法については規則等に定めておき、対応に遺漏のないようにされたいということです。条例では記載しないけれども、規則等では書いておく必要があるということですが、よろしいでしょうか。

では、次に行きます。

（６）開示決定の期限について、法の規定よりも短い期限に設定する。これは設定することができる旨の規定についてということで、事務局案としては、現行の請求があった日から起算して７日以内を維持するが、改正法では初日を不算入とすることから、７日を６日、延長３０日を２９日とするという案になっています。

審議会の答申案としては、これは事務局案の原案どおり適当ということでしょうかね。

期限を改正法に合わせることは制度の後退と考えるべきで、現行の期限を維持することは適当であると。

いかがでしょうか。

ちょっと私のほうで気になったのが、７日を６日にするというのですが、当初の期限を７日だったのを初日不算入だから６日にするというのは、厳密に言えばそのとおりなんですけれども、７という数字は６と違って意味があって、１週間、７日、１４日というのは、それなりに意味のある数字なんですけれども、６となるとあまり意味が感じられないような気がします。

それと、前にもちょっと議論が出ましたけれども、途中で土曜、日曜が入ります。その場合に、これまでもそうだったんでしょうけれども、初日を算入して７日とした場合に、不都合な場合が生じるかなという気がしまして、例えば月曜日に開示請求があったという場合に、月曜から７日と、月、火、水、木、

金、土、日、土日が入っちゃっている。そうすると、実質7日ないんですよ。金曜までですから。

というのはどうなんだろうかという気がして、初日不算入で7日とすると、月曜日に請求があった場合には、火、水、木、金、土、日、月、月が入りますから。そうすると、開示請求があった日と同じ曜日、月曜日に請求があった場合には、翌週の月曜日までというほうが分かりやすいんじゃないかと。そういう意味で、7というのはそれなりに意味があったんじゃないかという気がしております。

○齋藤総務部参事 ある意味、情報公開制度や、現行の制度を維持するということのほうに逆にいうとそこに重きを置いていますので、今おっしゃりました月曜日に請求があった場合は、ある意味次の日曜日、火曜日にあった場合は次の週の月曜日。そういうことで、それを逆に日数で表わすと6日になったということなんですね。初日不算入で。

○安達会長 日曜を決定期限にするのはあまり意味ないですよ。

○齋藤総務部参事 そうなんです。新しい法律上は、日曜が期限の場合は翌日にいくというのが民法上の規定になりますので、運用上は日曜になった場合は月曜日に、月曜日が期限になるということになります。

○安達会長 ああ、そうですか。

そういうことを避けるメリットがあるか、初日不算入で7日にした場合には、常に決定期限は翌週の同じ曜日です。土曜・日曜に開示請求はないとするとね、月曜から金曜までですから。翌週の月曜から金曜までが期限になると。ということのほうが分かりやすいかなというふうに考えると、確かに厳密に言えば6日なんでしょうけれども、そこまで厳密に考えなくてもいいんじゃないかなというふうにちょっと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

○齋藤総務部参事 そうですね……

○森田副会長 ただ、やはり延ばしちゃうことになるというのは、あまり……

○安達会長 ただし、表面上は7日なんです。

○森田副会長 いやいや、そうですけれども、実際の運用としては延びてしまうわけで……

○安達会長 それは……

○森田副会長 かつ、まあ最終日、日曜日であれば、そこは日曜なり休日でもいいんですかね。

○齋藤総務部参事 はい、そうです。

○安達会長 実質変わらないです。実質翌週の月曜日になるわけですから、変わらないんです。そうすると、市民のほうから見ても、同じ曜日じゃないと分かりにくくなってくるんじゃないか、混乱したり。

○森田副会長 本人が分かりやすいとかいう話ではなくて、やはりそれはあくまで制度を基本的に変えないほうがいいんじゃないかと思うんですけれども。

○安達会長 そもそも逗子市で今まで7日にしていたというのは、ほかの自治体と比べると短いほうなんです。

○森田副会長 極めて短いですね。

○安達会長 大体見ていると、14日か15日。こういうのが多いですよ。だから、7日で十分にこれまでやってこられたんでしょうかというふうに伺いたいぐらいなんです。

○齋藤総務部参事 そうですね、個人情報の方は多分情報があまり多くないので多分比較的できると思うんですが、情報公開については、情報が狭い範囲であれば、やはり7日以内ということで今までやっております。どうしても情報量が多いとか、調べる時間が必要になった場合には、あとは連休ですね、連休が入ってしまった場合だと、その場合にはやはり期限延長です。

○安達会長 ほかの自治体に聞いてみると、15日でもきついと言っていますね。

○森田副会長 逗子市は、そういう意味では相当頑張ってこれをやってきたので、1つの特色なんです、ここは。審査委員の30日も相当きつい話ではあるんですけれども、それはそれでやってきたところなので、それはやはり変えない形でいきたいなというふうに思うんですけれども、私の考えとしては。

○安達会長 実務的にどの程度大変かということですが、きちんとその期間内に適切に情報を検索して、開示の可否を判断するところまで、この期間内にちゃんとできますよということであれば、これは問題ないです。

○森田副会長 従来これを変えようという議論は、内部的にはなかったんでしょう、決定期間は。

○齋藤総務部参事 と思います。条例でこれは決められてはおります。

○安達会長 決まっていると思います。

○齋藤総務部参事 できない場合にはやはり延長という制度がございますので、それに基づいて30日ですかね。

○安達会長 延長は30日を29日とするというふうになっていますが、今まで現行の条例では延長の起算日が開示請求があった日ですね。

○齋藤総務部参事 そうですね、申請日。

○安達会長 開示請求があった日から30日で、法律は違うんで。

○齋藤総務部参事 法律は違うんです。請求があった日からになっておりません。

○安達会長 だから、従来は7日プラス23日、で合計30日の範囲内だったんです。それに対して、法律のほうはプラス30です。

○齋藤総務部参事 そうですね。この30のままでも、現行の制度を後退させることにはならないのか。

○安達会長 かどうか。

○齋藤総務部参事 ということをお諮りいただきたい。

○安達会長 厳密に言えば延びちゃう、従来は23日だった。

○齋藤総務部参事 そうですね。

○安達会長 29になっちゃう。

○齋藤総務部参事 逗子市の条例だけなんですね、延長の期限の起算日を逗子は申請日からやっているんですね。ただ、ほかの神奈川県とか、ほかの自治体は延長の期限だけを30日という、開示決定の期限から30日延長できるよ、そういう規定の方法なんです。

○安達会長 今回の法律の延長の場合、プラス30日以内ですからね。

○齋藤総務部参事 もともとの期限があったところからの延長は、30日以内です。

○安達会長 30プラス30でした、法律はね。

○齋藤総務部参事 そうですね。

○安達会長 最大60日だ。

そうすると延長規定について……

○森田副会長 請求があった日から起算して30日……

○安達会長 現行は23日なんですよ。

○森田副会長 うん、なるほどね。

○齋藤総務部参事 ただ、条例の書き方も今度そういうふうに変えざるを得ない
だと思います。

○安達会長 法律に合わせると。

○齋藤総務部参事 法律に合わせるとそうですね、23という数字が多分出てく
るんだと思います。

○安達会長 23にするのか、それとも…。

○森田副会長 23日というかな。

○安達会長 ほかの自治体では、延長の部分はプラス30とするところが多いで
すかね。

○森田副会長 いや、この辺の基本設定は、もともと逗子市は、ほかの自治体に
比べて断トツに短いんです。

○安達会長 短い。

○森田副会長 だから、それが特色だったので、それをあえて放棄するかどうか
です。逗子市のほうとしては。

○安達会長 23というのは、ちょっと中途半端な数字。

○森田副会長 うん。

○齋藤総務部参事 30に延ばしているほうが……。

○安達会長 7の倍数でいえば、28とかね、それから21とかね。

○森田副会長 中途半端かどうかは関係ないんで、あえて長くする必要がある
かどうかですね、説明がつくかどうかです。

○安達会長 そうですね。実務的な問題です。実務的にどの程度現状で期間が必要
かという問題ですよ。

それから、今回の法律改正でさらに再延長もできますよね。現行の逗子市の
条例だと再延長ないですよ。

○齋藤総務部参事 はい。

○安達会長 プラス23日だけでおしまいですがけれども、法律だとさらに大量請
求があった場合については、再延長、特例延長ができるというふうになってい
ますので。

○齋藤総務部参事 そこはもうこれをそのまま適用する形になっていると思うの

で、それが要は申請があった30日以降というのが大量請求の期限になる形なんです。

○森田副会長 再延長を設けるのはしょうがないかなという感じは私もあって、というのは、やはり本人情報の請求でも大量請求とかあり得るんですよね。特に実例を見るとですね。だから、極めて特殊な例ではあるけれども、それはそれで法律に従っての形なのかなとは私は思っているんですけども。

○安達会長 他の自治体で許される特例というのは、大量請求があった場合だけなんですか、要件としては。ところが、開示請求の中には、大量ではないんだけど、文書がどこにあるか分からない。どの部署で保存しているか分からない。全庁的に探してくれ、全庁的にこの情報があるかどうか探してくれ、そういう請求があった場合に、全庁的に各課に照会して調べてもらって返事をもろうというのがなかなか大変なんで、そうすると、延長したほうがいいという場合があって、しかし、特例延長の要件になっていないと、どうするかという、そういう問題があるんだということを聞いたんですけども、そういうケースというのはありそうですよね。自分の情報がどこかにある、どこかの課が保有していると。これは分からない、全部探してくれ。それをやられた場合に、何とかさんに関する情報をもっている人いますかと言って照会しなきゃならない。

○森田副会長 ただ、あまり漠然とした請求であれば、それは特定していない請求ということになっちゃうと思うんですけども。

○安達会長 そこを特定をされて、何とかさんの何とかに関する情報というのは、という事態はあまり逗子市ではないでしょうか。

○齋藤総務部参事 そうですね。ここ数年間は自己情報開示の請求自体が……

○安達会長 あまり心配しなくていいでしょうか。

○齋藤総務部参事 そこまではないです。

○安達会長 大量請求の要件を目いっぱい柔軟に解釈してそこに入れるかどうか。なかなかそういう悩ましい問題があるというふうに聞いたんで。

そうすると、そういうことを想定すると、プラスの延長期限についてはある程度余裕があったほうがいいのかな、と気がしなくもないです。

○森田副会長 あまり請求事例自体はそんなにない話ですので、あまりそこまで特別な手当は考えなくてもいいのかなと思うんですけども、どうですか。

○齋藤総務部参事 今回の情報公開条例と同じ日数期限にして、分かりやすいというところが選択肢だと思います。

○安達会長 今回の情報公開条例と。

○齋藤総務部参事 はい、同じ期限。

○安達会長 7プラス23ですか。

○齋藤総務部参事 7日と30日ということで同じ。

○安達会長 プラス23で。

○齋藤総務部参事 そうです。

○安達会長 ということで、もし問題がないというのであれば、私の要らぬ心配をしたことになります。

延長については、30を29であって、30を23ということでよろしいでしょうか。

○齋藤総務部参事 そうですね、書き方をもうちょっと起算日からというのがわかりにくいので、起算日からではなくて、23と書く場合は延長期間からという書き方にするなど、そこだけ修正いたします。

○安達会長 分かりました。

いかがでしょうか、皆様の御意見を伺いたいんですけれども、特に事務局のほうでこれで問題ないというのであれば。

○齋藤総務部参事 はい。

○安達会長 余計な心配をしてすみません。

○齋藤総務部参事 運用上やはり期限が、分かりやすいほうがいいのかということで、出だしが情報公開、個人情報の請求も同じ期限というのが、7日というものが職員のほうも頭の中に入っていますので大丈夫だと思います。

○安達会長 情報公開条例のほうは、初日参入……

○齋藤総務部参事 同じですね。申請があった日からという。

○安達会長 そうですね。だから、そういう人たちが違ってくると。そういう方は7になって、個人情報6になるという、そういう意味にはなりませんけれども。

○齋藤総務部参事 将来的に情報公開条例の方も改正して、同じ書きぶりにしようかなと考えております。

○安達会長 はい、ということです。よろしいでしょうか、事務局の御判断を尊重して。

そのようにさせていただきたいと思います。

（７）訂正決定等を行うべき期限について、上限を設け又は期限の延長に請求者の同意を要するとする規定。訂正決定を行う期限については現行の15日を維持し、やむを得ず期限の延長をする場合は、45日とすることを維持するが、初日不算入とすることから、14日、44日とする。

これも45日というのは、現行の規定では15プラス30ですね。

○齋藤総務部参事 そうです。

○安達会長 15から30で45ですので、44にはならないのではないのでしょうか。プラス30で。

○齋藤総務部参事 これは30でいいんですね。

○安達会長 それから、訂正請求については現行どおり、自己情報開示を条件としないということ。期限の延長に対する請求者の同意を要しないこととする。期限の延長や請求者の同意を要するというのは、これはどこかで規定があったんですか。

○齋藤総務部参事 これは、本市では規定はないんですが、国のほうの条例改正の諮問の例示の中に、こういったことを諮問したほうがいいのではないかという事例の中にありましたので、今回その形で条例改正の中の諮問の中に入れさせていただきました。これは特に今の条例にあるものではございません。

○安達会長 よろしいですか。

ちょっと終了時間も気になっているんですけども、どうでしょうか。

途中なんですけれども、あと（８）と結びが残っていますけれども、あと多少延長してもいいですか。皆さん、御予定は……。

○森田副会長 別件が入っています。

○望月委員 すみません、午後から別件が入ってしまして。

○齋藤総務部参事 すみません、申し訳ありません。

○安達会長 そうですか。では、ここで中断させていただいて、次回に回しましょうか。

それでは、（７）まで終わったということにさせていただきます。やはりも

う 1 回継続させていただきます。

○森田副会長 そうですね。

ちょっと最初に、課長さんのほうでおっしゃいました、私のほうで若干意見
というかメモをお渡ししたのがあるんですけども、最初のところとこの結び
のところで、県の答申の形をちょっと踏まえた形で当市での制定というか、初
めのところに入れてみたりとか、今後の在り方についてもちょっと書いてみた
ので、それで作ってみたのですけども、その後ちょっと整えていただいて
いるかもしれませんけれども、別に御自由に次回議論していただければと思
いますので。

○安達会長 あと、追加資料についてもまた次回に回させていただきます。

それでは、（３）については、次回への継続審議といたします。できるだけ
次回には決着をつけるということにしたいと思います。よろしくお願いいたします
ます。

では、議題の（４）その他、事務局からお願いします。

○齋藤総務部参事 では、最後、日程ですね、次回、７月25日、月曜日の
２時半から、ここで開催いたします。

○安達会長 よろしいでしょうか。

次回、もう既に予定を組んでいただいておりますけれども、７月25
日、月曜日の14時30分からということで、予定どおり開催をさせていただきます
ます。

それでは、よろしいですか、事務局。

○齋藤総務部参事 はい、以上でございます。

○安達会長 予定よりちょっと延びていますがけれども、これをもって本日は閉会
といたします。

ありがとうございました。

午後 零時 0 0 分閉会